

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の
第 3 期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要領（素案）

平成 年 月 日
国立大学法人評価委員会決定

1. 概要

- ・ 国立大学法人評価においては、各法人が強み・特色を最大限に生かし、自ら改善・発展する仕組みを構築し、機能強化が図られたかという視点が重要である。したがって、世界最高水準の教育研究の展開や全国の中心的な教育研究の展開、地域活性化の中核的な役割を担う取組等、法人の多様な役割に応じ、適切に評価を行う。
- ・ 第 3 期中期目標期間の業務実績評価は、各法人の自己点検・評価に基づいて行う。具体的には、各法人の自己点検・評価が着実に進んでいるかどうかを確認するとともに、各法人の中期計画の実施状況等に基づき、中期目標の各項目の達成状況を確認（項目別評価）し、その結果等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期目標の達成状況の総合的な評価（全体評価）を行う。
- ・ 評価に当たっては、国立大学法人等の基本的な使命である、世界最高水準の教育研究の実施、大規模基礎研究や先導的・実験的な教育研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問分野の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保、地域活性化への貢献、計画的な人材養成等への対応等に十分配慮するとともに、教育研究の定性的側面、中長期的な視点に留意する。
- ・ 各法人の質的向上を促す観点から、戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価する。
- ・ 中期目標期間における業務実績の評価については、各法人の中期目標の達成状況等の調査・分析を行い、法人の業務実績全体について総合的に行うこととなるが、各法人が共通に取り組む必要があり、かつ国立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が特に確認する必要がある事項について、別添 1 の「共通の観点」として、第 3 期中期目標期間における取組状況を評価する。
- ・ なお、「共通の観点」は、平成 28 年度から平成 31 年度までの取組状況については、平成 32 年度に実施する国立大学法人法第 31 条の 2 第 1 項第 2 号に定める評価において、その状況を評価し、平成 32 年度及び平成 33 年度の取組状況については、平成 34 年度に実施する国立大学法人法第 31 条の 2 第 1 項第 3 号に定める評価を実施する中で、その状況を評価する。
- ・ 国立大学法人法第 31 条の 2 第 2 項に基づき提出する国立大学法人法第 31 条の 2 第 1 項第 3 号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書の様式については、評価作業の負担軽減に配慮するものとする。

2. 実施方法

(1) 項目別評価

① 教育研究等の質の向上

ア. 大学評価・学位授与機構が行う評価

- ・ 教育研究の状況の評価は、その特性に配慮して、国立大学法人法の規定に従い、評価委員会から、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）に教育研究の状況についての評価の実施を要請する。
- ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価するために必要な評価方法、評価項目、評価基準、評価の裏付けとする基礎資料の内容等は、機構が別に定める。その際、教育研究の特性を踏まえつつ、法人の多様な役割に応じ、世界最高水準の教育研究の展開や全国の中心的教育研究の展開、地域活性化の中核的な役割を担う取組等について、適正に評価するよう配慮する。
- ・ 学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準を評価し、その単位（対象組織）は、第2期中期目標期間評価における現況分析の単位に準ずるものとし、別添2のとおりとする。
- ・ 各法人が自己点検・評価や認証評価のために整えた根拠資料・データ等を、国立大学法人評価にも活用するなど、評価作業の合理化のための工夫をする。
- ・ 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に評価結果案に対する意見申立ての機会を付与する。
- ・ 各法人の自己点検・評価を検証した上で、教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価結果も勘案し、「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標」及び「その他の目標」（ただし、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」、「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標」を除く）の項目（大学共同利用機関法人は、「社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標」を除き、「社会との連携及び社会貢献に関する目標」及び「共同利用・共同研究に関する目標」の項目を加える。）ごとに、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から分かりやすく指摘する。

評 定
中期目標の達成状況が非常に優れている
中期目標の達成状況が良好である
中期目標の達成状況がおおむね良好である
中期目標の達成状況が不十分である
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある

イ. 評価委員会による検証

- ・ 「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」、「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標」については、後述「②ア.」と同様の方法により各法人が行う自己点検・評価に基づき、「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証する。なお、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」については、その特性に配慮し、機構が行う学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価結果を参考にしつつ検証を行う。
- ・ 上記検証は、書面調査及びヒアリングを通じて行う。
- ・ 適正な教育研究環境を保持する観点から、各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織ごとに、別添3に示す方法により定員超過の状況を確認する。

ウ. 評価委員会による評定

- ・ 機構による各法人の「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価結果を尊重する。
- ・ 附属病院及び附属学校に係る中期目標の達成状況は、イ. の検証を踏まえ、附属病院は別添4、附属学校は別添5にそれぞれ掲げる評価の共通観点に係る取組状況等も勘案し、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」の項目ごとに、全体的な状況を指摘した上で、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。
- ・ 「産業競争力強化法の規定による出資等に関する目標」については、後述「②ウ.」と同様の方法により評定を行う。
- ・ 各法人の中期目標別表に記載されている教育研究組織の定員超過の状況は、必要に応じ、改善すべき点を指摘する。
- ・ 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相对比较するものではないことに十分留意する。

② 業務運営・財務内容等の状況

ア. 法人による自己点検・評価

i) 国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価

- ・ 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理及び法令遵守等）」の4項目について、中期計画の記載事項ごとに、平成28年度から平成31年度までの事業の実施状況並びに平成32年度及び平成33年度の事業の実施予定を自己点検・評価し、実績報告書に以下の4段階により進捗状況の記号及びその判断理由を記載する。

ii) 国立大学法人法第31条の2第1項第3号に定める評価

- ・ 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営（施設設備の整備・活用、安全管理及び法令遵守等）」の4項目について、中期計画の記載事項ごとに、平成28年度から平成33年度までの事業の実施状況を自己点検・評価し、実績報告書に以下の4段階により進捗状況の記号及びその判断理由を記載する。ただし、平成28年度から平成31年度の中期計画の記載事項ごとの実施状況については、第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の実績報告書を参照することとし、実績報告書には、第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の実績報告書に記載した平成32年度及び平成33年度の実施予定からの変更状況を記載することとする。

進捗状況	
中期計画を上回って実施している	(Ⅳ)
中期計画を十分に実施している	(Ⅲ)
中期計画を十分には実施していない	(Ⅱ)
中期計画を実施していない	(Ⅰ)

- ・ 平成31年度の実績報告書及び第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の実績報告書並びに平成33年度の実績報告書及び第3期中期目標期間の実績報告書は効率化の観点から様式を一体のものとする。

イ. 評価委員会による検証

- ・ 「中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうか」という観点から、中期計画の記載事項ごとに、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証する。
- ・ 上記検証は、書面審査及びヒアリングを通じて行う。
- ・ 法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、その理由等を示す。

ウ. 評価委員会による評定

- ・ イ. の検証を踏まえ、別添1の「共通の観点」に係る取組状況等も勘案し、項目ごとに、中期目標の達成状況に基づき以下の5段階により評定するとともに、優れた点や改善すべき点を、各法人が自主的に行う業務運営の改善に資する観点から分かりやすく指摘する。
- ・ 学士・修士・博士・専門職学位課程の収容定員の充足率が一定程度（90%）以上となっているかどうか、第3期中期目標期間中の推移を勘案し、評価する。
- ・ 評定は、基本的には各法人の中期目標の達成状況に対するものであり、相对比较するものではないことに十分留意する。

評 定	判断基準（目安）
中期目標の達成状況が非常に優れている	評価委員会が特に認める場合
中期目標の達成状況が良好である	すべてⅣ又はⅢ
中期目標の達成状況がおおむね良好である	Ⅳ又はⅢの割合が9割以上
中期目標の達成状況が不十分である	Ⅳ又はⅢの割合が9割未満
中期目標の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※ 上記の判断基準は目安であり、各法人の諸事情（別添1の「共通の観点」に係る取組状況等を含む。）を勘案し、総合的に判断する。

（2）全体評価

- ・ 中期目標各項目の項目別評価の結果等を踏まえつつ、各法人の特性にも配慮し、中期目標期間の業務実績の全体を記述式により評価する。
また、各法人が中期目標の前文に掲げている「基本的な目標」に対する具体的な取組状況について、各年度の進捗状況の確認も踏まえ記述する。
さらに、戦略性が高く、意欲的な目標・計画については、各年度の具体的な取組状況について進捗状況の確認も踏まえ記述する。

（3）法人への意見申立て機会の付与

- ・ 評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与する。
- ・ 機構が専門的な観点から行う教育研究の状況の評価は、機構において、評価結果の決定に先立ち、各法人に意見申立ての機会を付与した上で評価結果を決定していることから、意見申立ての対象としない。

（4）評価結果の公表

- ・ 評価結果を決定した後、各法人に通知するとともに、実績報告書と併せて公表する。

3. スケジュール

（1）国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価

平成32年

6月末まで 各法人が「平成31年度及び第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の実績報告書」を提出

7月～8月頃 実績報告書を調査・分析（業務運営・財務内容等）

平成33年

1月～2月頃 機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

2月頃 機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提

出
3月頃 評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て
3月～4月 第3期中期目標期間（平成28年度から平成31年度）の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表

（2）国立大学法人法第31条の2第1項第3号に定める評価

平成34年

6月末まで 各法人が「平成33年度及び第3期中期目標期間の実績報告書」を提出

7月～8月頃 実績報告書を調査・分析（業務運営・財務内容等）

平成35年

1月～3月頃 機構が行う教育研究の状況の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

機構が行う教育研究の状況の評価結果の決定、評価委員会に提出

3月～5月頃 評価委員会の評価結果案に対する各法人からの意見申立て

第3期中期目標期間の業務実績に係る評価結果の決定、各法人に通知・公表

4. その他

本実施要領は、各法人を取り巻く諸事情や各年度終了時の評価の実施結果等を踏まえ、必要に応じて見直し・改善を行う。

共通の観点

1. ガバナンス改革

- 権限と責任が一致した意思決定システムの確立や法人運営組織の役割分担の明確化、監事の役割の強化等のガバナンス改革の取組が、人材育成・イノベーションの拠点としての法人の機能強化にどのようにつながっているかという観点から評価する。また、外部有識者の意見が法人運営に適切に反映され法人運営の活性化につながっているかという観点からも併せて評価する。

(確認事項例)

- ・ 戦略的・効果的な法人運営・資源配分の仕組みとその効果
- ・ 内部監査や監事監査結果の法人運営への反映状況

2. 財務内容の改善

- 国費の投入により支えられている法人において、経営基盤強化の観点から、財務内容を改善することは重要な課題である。外部資金の一層の獲得や財源の多様化等による自己収入の増加を図るとともに、財務データを最大限活用し、事実関係に裏打ちされた財務分析を実施することで、資源配分の重点化や経費の節減などその分析結果を運営の改善に活用しているかどうかという観点から評価する。

(附属病院を置く法人は、継続的・安定的な病院運営のために必要な取組も含む。)

(確認事項例)

- ・ 既定収入の見直しや新たな収入源の確保に向けた取組状況
- ・ 財務情報に基づく財務分析結果の活用状況

3. 法令遵守及び研究健全化

- 法人が社会的使命を果たしつつ、その活動を行っていくため、法令遵守（コンプライアンス）及び危機管理体制が具体的にどのように機能しているかという観点から評価する。
- 法人が研究健全化のために、研究費の不正使用や研究活動における不正行為を防止するための体制が具体的にどのように機能しているかという観点から評価する。

(確認事項例)

- ・ 法令遵守（コンプライアンス）に関する体制及び規程等の整備・運用状況
- ・ 災害、事件・事故等の危機管理に関する体制及び規程等の整備・運用状況
- ・ 研究者及び学生に対する研究倫理教育の実施状況

(注) なお、「確認事項」については、別途定める「共通の観点」に係る取組状況に関する資料を参照のこと。

機構が行う教育研究評価における学部・研究科等の教育研究の
質の向上の状況を含む水準の評価単位について

I. 基本的な考え方

1. 国立大学法人については、評価結果を法人の教育研究の自主的改善に役立てる観点から、学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価の対象は、原則として、各法人が設置する学部・研究科等、共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設及び教育関係共同利用拠点に認定された施設とする。

2. 大学院と学部の関係、大学院と研究施設の関係、連合大学院等については、以下の原則により評価単位を工夫する。
 - (1) 研究面については、各法人の意向を聞き、学部・研究科等及び共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設の評価に必要な場合に、上記以外の教育研究組織も評価の対象とする。
 - ・上記以外の教育研究組織に所属して研究活動を行う教員がいる場合等が想定される。
 - (2) 学部と当該学部を基礎とする一般研究科は、研究面については、教員の実質的な重複を踏まえ、それらを一つの単位として一体的に評価する。【例1】
 - ・研究活動は、課程を区切って行われるものではないため、学部と研究科を一体的に評価する。
 - (3) 連合大学院は、大学院を一つの単位として評価し、評価結果を基幹校、参加校それぞれの中期目標の達成状況の評価において勘案する。【例2】
 - (4) 教育研究組織等を基礎とする独立研究科は、研究科を一つの単位として評価する。なお、研究面については、当該独立研究科の基礎となる組織における業績について、当該独立研究科の業績と明確に区分できない場合は、両組織の業績として評価できることとする。【例3、4】
 - (5) 学校教育法第85条但書及び第100条但書により、学部、研究科に代わる教育研究上の組織を置く場合の教育面・研究面の評価は、原則として、学部、研究科と同様に扱う。
 - (6) 教育関係共同利用拠点については、関連する学部・研究科等がある場合は、それらを一つの単位として一体的に評価することも可とする。
 - (7) 教養教育を行う全学的な教育組織は、評価の対象とせず、教養教育の実施状況については、学部の教育面の評価の中で扱う。

- (8) 学則等に明確に位置づけられており、かつ当該分野において一定の研究水準を有する全学的な研究施設については、法人の意向を踏まえ、評価委員会が認める場合には、評価の対象とすることも可とする。
3. 大学共同利用機関法人については、原則として、法人が設置する大学共同利用機関（国立大学法人法施行規則第1条）及び中期目標に記載された教育研究組織とする。
4. 大学共同利用機関と大学の共同利用・共同研究拠点に認定された研究施設における共同利用・共同研究による業績については、当該組織と共同利用研究者が所属する組織の双方の業績として評価できることとする。
5. 中期目標期間の途中に統合・改組を行った場合、国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価（以下「4年目終了時評価」という。）に際しては、平成31年度末時点、国立大学法人法第31条の2第1項第3号に定める評価（以下「中期目標期間終了時評価」という。）に際しては、平成33年度末時点の組織をそれぞれ評価の単位とするが、改組前と継続性が高い組織が存在する場合は、当該組織の研究業績や改組前からの質の向上の状況を含む水準を評価の対象とする。

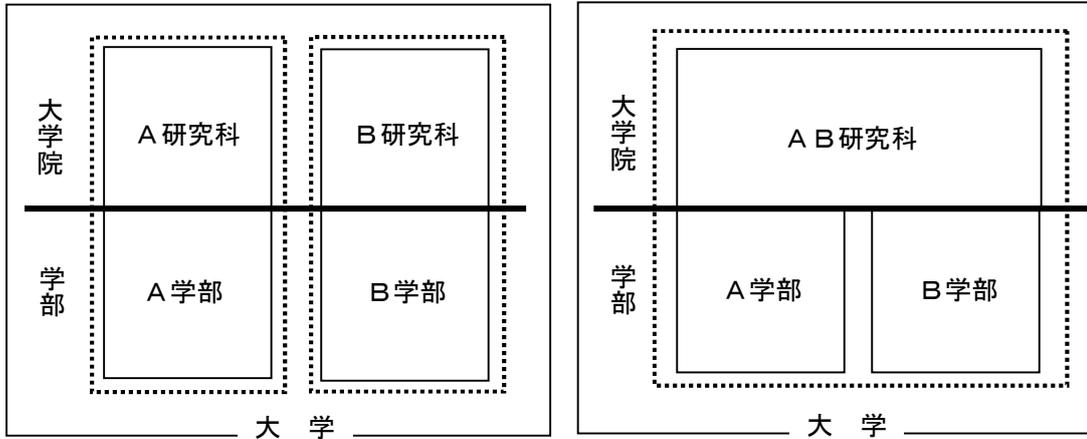
II. 評価単位の決定プロセス

1. 評価委員会は、4年目終了時評価に際しては、各法人の評価単位について、予め当該法人の意向を聞き、これを踏まえて法人ごとに個別に定める。
- 中期目標期間終了時評価に際しては、平成32年度及び平成33年度に新たに設置された教育研究組織等、各法人の分析単位について、予め当該法人の意向を聞き、これを踏まえて、4年目終了時評価における現況分析単位を修正する。
- ・ 各法人が、上記の基本的な考え方に基づいて、評価単位の意向を評価委員会に提出することとする。
2. 評価委員会は、4年目終了時評価に際しては、平成31年3月を目処に評価の対象となる単位を確定し、機構に示すこととする。また、中期目標期間終了時評価に際しては、平成33年3月を目処に評価の対象となる単位を確定し、機構に示すこととする。

研究面の評価単位

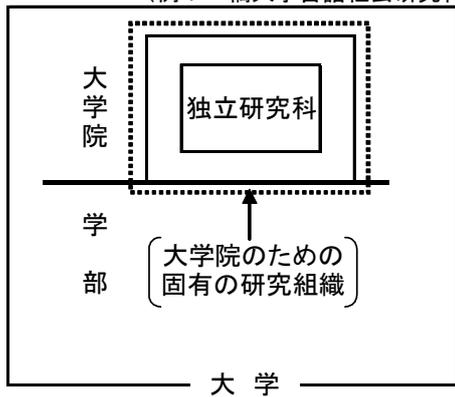
【例 1】

- 学部と学部を基礎とする一般研究科の場合



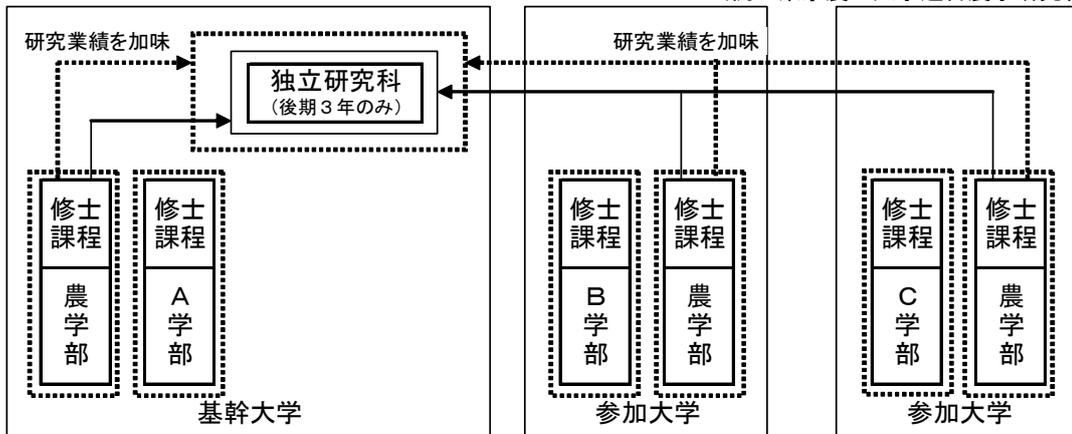
- 独立研究科の場合

(例：一橋大学言語社会研究科)



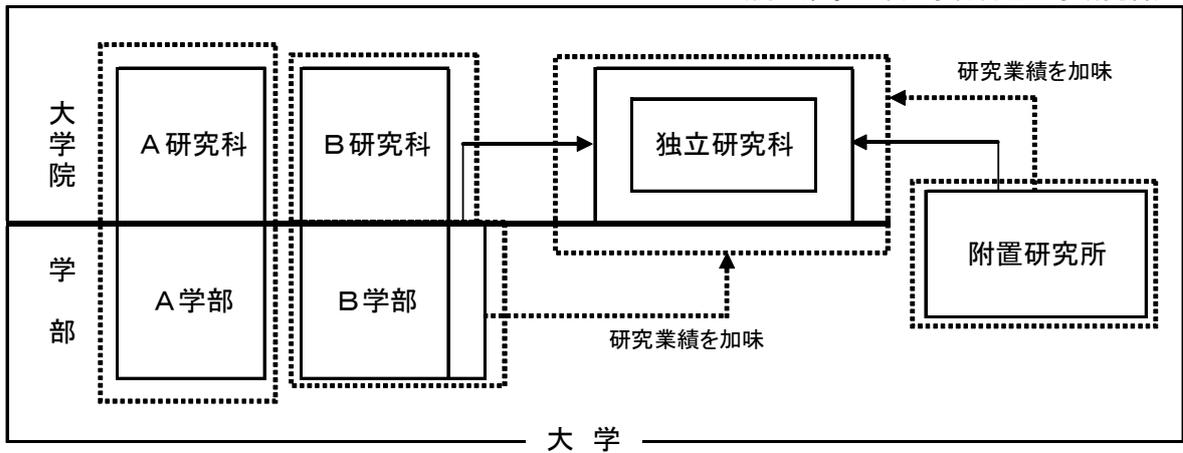
【例 2】主として複数の大学の学部または修士課程を基礎とする場合

(例：東京農工大学連合農学研究科)



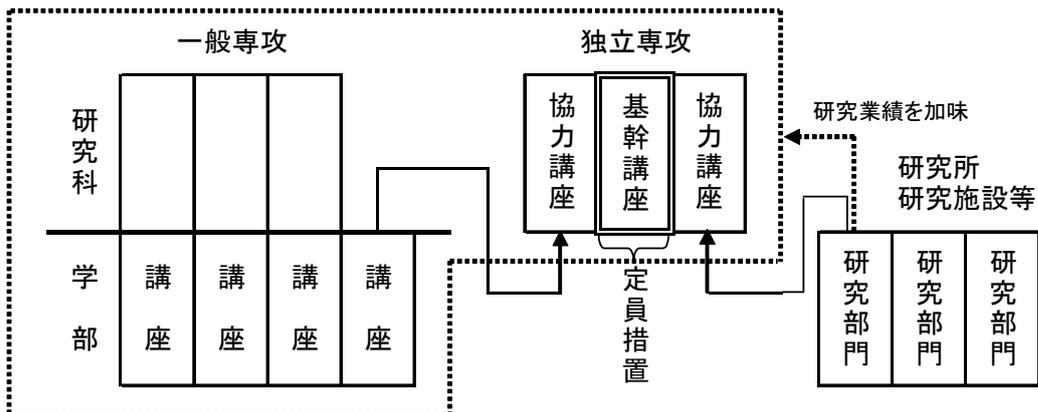
【例3】主として大学の附置研究所その他の教育研究施設を基礎とする場合

(例：東京工業大学総合理工学研究科)

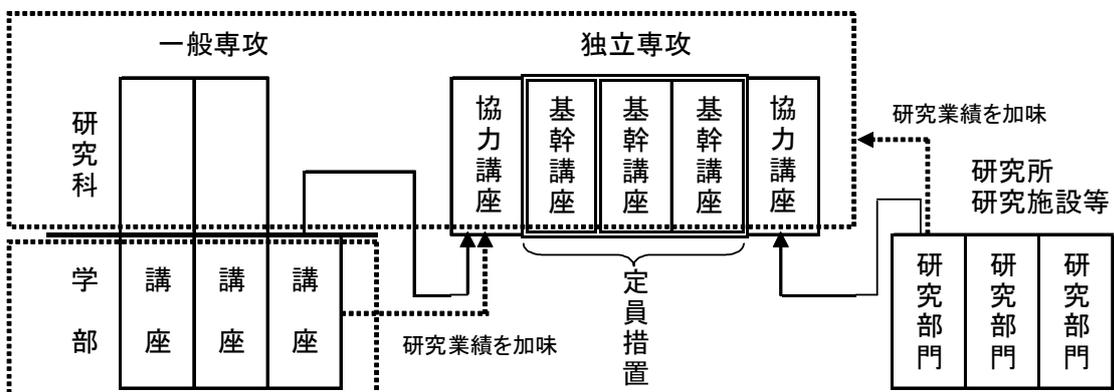


【例4】研究科内に独立専攻がある場合

① 独立専攻のウェイトが小さい場合



② 独立専攻のウェイトが大きい場合



※ 実線は組織を構成する

中期目標期間の業務実績評価における定員超過の状況の確認・指摘方法について

1. 定員超過率の算定方法

(1) 確認単位

中期目標別表に記載されている学部・研究科等を単位とする。

(2) 基準時

平成28年度から平成33年度までの各年度の5月1日現在の状況とする。

(3) 定員超過率

收容定員に対する在学者の割合を定員超過率とする。その際、以下の点に留意する。

- ① 外国人留学生のうち、国費留学生、外国政府派遣留学生、大学間交流協定等に基づく私費外国人留学生及び留学生のための特別コースに在籍する私費外国人留学生については、在学者数から控除する。
- ② 休学者については、在学者数から控除する。
- ③ 留年者及び在学者のうち標準修業年限内に学位を取得できなかった者については、当該学部のシラバス等に全ての講義等ごとに学習目標や授業方法及び授業計画、並びに成績評価基準が明示されていることを条件として、修業年限を越える在籍期間が2年以内の者は在学者から控除する。

※ 実績報告書において各年度における学部、研究科等ごとの上記①から③の数及びそれらを控除した定員超過率を記載する。

2. 定員超過の状況の確認・指摘

(1) 評価に際しては、平成33年度（国立大学法人法第31条の2第1項第2号に定める評価（以下、「4年目終了時評価」という。）においては、平成31年度）における定員超過率が110%の目安を上回っている学部、研究科等がある場合に、それぞれ平成28年度からの推移及び超過が生じた理由等を確認の上、必要に応じて、入学定員の見直しを含め定員超過の改善に努めることを指摘する。

(2) 特に、平成28年度から平成33年度までの期間（4年目終了次評価においては、平成28年度から平成31年度）を通じて一貫して定員超過率が110%を上回っており、定員超過の解消に向けた取組が不十分であると認められる学部、研究科等がある場合には、それぞれ入学定員の見直しを含め定員超過の改善を求める。

(3) 定員超過の状況を確認するため、各年度において、超過率が110%の目安を上回っている学部、研究科等について、その理由を実績報告書に記載することとする。

(4) 定員超過の状況についての指摘は、「教育研究等の質の向上」の項目の評価結果に付記することとする。

国立大学法人の第3期中期目標期間に係る業務の実績における 附属病院の評価について

1. 基本方針

附属病院の評価については、その特性等を踏まえた多面的な評価を行うため、教育（主として卒前教育と一貫した医師・歯科医師の卒後臨床研修や専門医研修等並びに看護師等メディカルスタッフに対する教育研修等）、研究（主として新たな診断法や治療法開発等の臨床研究）、診療及び運営改善について、各法人が行う自己点検・評価に基づき、中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかどうかと言う観点から、中期計画の記載事項ごとに総合的に検証する。

それに加え、各病院が取り組むべき最小限の共通事項を、下記のとおり評価の観点として設け、それに係る取組状況等も勘案する。

その上で、全体的な状況を指摘した上で、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。

2. 評価の共通観点

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組が行われているか。（教育・研究面の観点）

【取組例】

- 教育や臨床研究推進のための組織体制（支援環境）の整備状況
- ミッションの再定義を踏まえた各大学の特色・強みに関する教育や研究の取組状況
- 教育の質を向上するための取組状況
 - ・総合的・全人的教育に関する教育研修プログラムの整備・実施状況
 - ・診療参加型臨床実習や他職種連携教育への取組状況
 - ・指導教員への教育研修プログラムの整備・実施状況
- 研究の質を向上するための取組状況
 - ・臨床研究に関する各種法令等を遵守するために必要な組織体制（倫理審査委員会等）の整備状況
 - ・高度先端医療の研究・開発に関する取組状況

(2) 大学病院として、質の高い医療の提供のために必要な取組が行われているか。（診療面の観点）

【取組例】

- 医療提供体制の整備状況（医療従事者の確保状況含む）
- 医療事故防止や危機管理等安全管理体制の整備状況
- 患者サービスの改善・充実に向けた取組状況
- がん・地域医療・災害医療等社会的要請の強い医療の充実に向けた取組状況
- 医師・看護師等の負担軽減、医療職種間の役割分担の推進に向けた取組状況

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組が行われているか。(運営面の観点)

【取組例】

- 管理運営体制の整備状況
 - 外部評価の実施及び評価結果を踏まえた取組状況
 - 国立大学病院管理会計システム(HOMAS 2)により得られた各種統計データを踏まえた病院の経営分析や、それに基づく戦略の策定・実施状況
 - 収支の改善状況(収入増やコスト削減の取組状況)
 - 地域の医療需要を踏まえた、都道府県等との地域連携強化に向けた取組状況
- ※【取組例】は、当該観点での評価を行う上で、一般的に必要と思われる指標を例示したものである。

国立大学法人の第3期中期目標期間に係る業務の実績における 附属学校の評価について

1. 基本方針

附属学校の評価は、中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかという観点から、法人の自己評価の妥当性の確認を通じて実施する。

その際、(1)教育課題への対応、(2)大学・学部との連携、(3)地域との連携、(4)附属学校の役割・機能の見直しの観点から、附属学校としての目的を十分に果たしているかについての評価を行うこととし、具体的には、以下の評価に係る観点例が考えられる。

ただし、これらの観点例は、附属学校としての目的を十分に果たしているかを評価する場合に、一般的に考えられる取組を示したものであり、これらの観点例に基づいて一律に評価するものではない。

2. 評価の共通観点

(1) 教育課題への対応について

- 学校現場が抱える教育課題について、実験的、先導的に取り組んでいるか。
- 審議会答申などにより明確となる新たな教育課題や国の方策について、率先して取り組んでいるか。
- 地域における指導的あるいはモデル的な学校となるように、様々な教育課題の研究開発の成果公表等に取り組んでいるか。

(2) 大学・学部との連携

- 附属学校の運営等について、大学・学部側との間で協議機関等が設置され十分に機能しているか。
 - 大学・学部の教員が、学校現場での指導を経験する意義を踏まえ、一定期間附属学校での授業の担当や、行事への参加などについてのシステムが構築されているか。
 - 附属学校が大学・学部におけるFDの実践の場として活用されているか。
- ①大学・学部における研究への協力について
- 大学・学部の教育に関する研究に組織的に協力する体制の確立及び協力の実践が行われているか。
 - 大学・学部と附属学校が連携して、附属学校を活用する具体的な研究計画の立案・実践が行われているか。
 - 大学・学部との連携により、学校における実践的課題解決に資するための研究活動が行われているか。
- ②教育実習について
- 質の高い教育実習を提供する実践的な学修の場として実習生の受入を進めているか。
 - 大学・学部の教育実習計画は、附属学校を十分に活用したものとなっているか。(附属学校と公立学校での教育実習の有機的な関連づけについて検討が進められているか。)
 - 大学・学部の教育実習の実施への協力を行うために適切な組織体制となっているか。
 - 大学・学部と遠隔地にある附属学校については、教育実習の実施に支障が生じてないか。

(3) 地域との連携

- 教育委員会と附属学校との間で組織的な連携体制が構築されているか。
- 地域の学校が抱える教育課題の解決に教育委員会と連携して取り組んでいるか。

(4) 附属学校の役割・機能の見直し

- 附属学校の使命・役割を踏まえた附属学校の在り方やその改善・見直しについて十分な検討や取組が行われているか。
- 附属学校として求められる機能の強化を図る観点から、その規模も含めた存在意義の明確化や大学の持つリソースの一層の活用がなされているか。